

## 令和3年度事業計画

地方公務員及び地域づくりに携わる関係者（以下「地方公務員等」という。）の地域社会活動の推進を図る等地方行政の能率的な運営の確保と活力ある地域社会の実現に資することを目的として、次の諸事業を行う。

### 1 地方公務員等研修支援事業

地方創生・地方分権の時代にふさわしい地方公務員等の育成を図るため、都道府県・市町村職員及び市町村議会議員等を対象とした研修を支援する。

#### (1) 地方公務員等政策形成能力向上セミナーの開催

地方公務員として必要な政策形成能力の向上を目的に、専門講師による講義や自治大学校の協力を得て開発した研修用教材による演習を内容としたセミナーを、地方公共団体等と連携し、全国5箇所程度で開催する。

#### (2) 市町村議会議員政策形成支援セミナーの開催

全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の協力を得て、市町村議会議員の政策形成の支援を目的に、専門講師による講演等を内容としたセミナーを、市町村議会事務局と連携して、全国5箇所程度で開催する。

#### (3) 地方公務員等及び住民を対象とした公開講座の開催

自治大学校の協力を得て、地域における現下の様々な行政課題をテーマに現職の地方公務員、自治大学校卒業の退職公務員及び広く一般の住民を対象とした公開講座を、都道府県と連携して、全国2箇所程度で開催する。

#### (4) 人材育成等専門家派遣事業

総務省公務員部の協力を得て、人事評価結果の活用、女性活躍、働き方改革及び高齢層職員の本格活用等に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門家による情報提供、意見交換及びグループワーク等を内容とした講習会を、地方公共団体等と連携して、全国15箇所程度で開催する。

### 2 調査研究事業

#### (1) 地域社会における連携・協働に関する調査研究事業

現下の市町村は、人口減少の加速化、超高齢化、社会インフラの老朽化等といった様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は益々複雑・多様化していくことが想定されている。こうした情勢に対応し住民が快適で安心な暮らしを営んでいくためには、行政や地域コミュニティ組織、NPO、企業、大学等、地域社会を支える多様な主体が組織の枠を越えて連携・協働していくことが重要であり、市町村は、そのためのプラットフォームを積極的に構

築していく役割を担うことが期待されている。

そのため、地域社会の多様な主体による連携・協働の枠組みやプラットフォームのあり方及びその構築に当たり地方自治体が果たすべき役割について調査研究するとともに、地域社会を担う人材の育成方策について調査研究する。

以上の結果を報告書にまとめ、各地方公共団体等に配布する。

## (2) 講演会等の開催

調査研究にあわせて、地域コミュニティ等の活動に関する先進事例の紹介を中心とした講演会を全国5箇所程度で開催する。

## 3 研修用教材作成事業

地方自治制度及び地方公務員制度に関する職員研修用教材を作成し、各地方公共団体の利用に供する。

## 4 政策先進事例集等作成事業

自治大学校の協力を得て、地方公共団体における行政課題の中から共通するテーマを選定し、そのテーマごとに先進的な地方公共団体の取組事例を紹介した事例集を作成する。また、自治大学校研修生の研修成果のうち、特に優れた論文を取りまとめた優秀論文集を作成する。

これら作成した事例集等は、各地方公共団体における政策立案の参考資料や職員研修用教材としての利用に供するため、各地方公共団体の研修機関等に配布する。

## 5 国際研修事業への協力

アジア・中欧諸国等において将来地方行政のリーダーとして活躍が期待される若手行政官等を対象に、国や地方公共団体の政策に関する研修を行う政策研究大学院大学の事業を受託する。

## 6 自治大学校研修生（卒業生を含む）の親睦と教養に関する協力

自治大学校研修生が、在校時及び卒業後（自治大学校校友会）においても、相互の親睦を図り、教養を高めるために行う行事等に協力するほか、自治大学校校友会に関連する事務を受託する。

## 7 自治大学校研修生入校に関する業務の請負

「総務省自治大学校施設の管理・運營業務請負契約」に基づき、自治大学校研修生の「寄宿舍入舎に関する業務」並びに「研修経費の徴収及び国庫納入に係る業務」を行う。

## 8 書籍販売等事業

自治大学校において研修生が使用する教科書、参考書等の書籍販売等事業を行う。

## 9 調査研究及び企画開発機能の強化

調査研究事業、研修用教材作成事業、政策先進事例集等作成事業を始めとする専門的知識の必要な各種事業の実施に当たって複雑多様化する新しいニーズに対処するため、エクスターナルアドバイザー及びリサーチパートナー制度により外部人材の活用を図る。

## 10 情報提供

各地方公共団体等に配布している調査研究及び企画開発の成果物等について、広く一般の利用に供するためホームページを活用して情報提供を行う。

なお、事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の動向に留意して、それによる影響を考慮した運営に努めるものとする。